

※他県でも同様の制度を設けています。詳しくは学生課に照会してください。

◎本貸付事業を希望する学生は、説明会がありますので、出席してください。

※「高等教育の修学支援制度」を利用する場合、修学に必要な金額から授業料等の減免額を差し引き、減免後も自己負担が生じる場合のみ保育士修学支援貸付制度の利用が可能となります。

※条件を全て満たしたとしても、宮城県の財政によって対象とならない場合もあります。

④ 本学の修学支援制度

1. 人物・学業ともに優れていて経済的に困難な状況にある学生（留学生を含む）に対し、授業料を減免する制度があります。前期・後期それぞれ説明会がありますので必ずお集まりください。（申請書類等配付）申請後書類審査、面接（ゼミ担任）、会議を行い採用を決定します。
2. 自然災害により被災した学生に対し「授業料」の減免措置を行います。（入学時のみ）
3. 成績優秀者、所定の検定合格者等に対し奨励金を給付します。
4. 海外での語学、ボランティア研修に必要な経費を支援します。

⑤ 同窓会奨学金

学生で学業優秀者に対し、同窓会より奨学金が給付されます。

⑥ (株) オリентコーポレーション (オリコ) との提携による「学費サポートプラン」

(株) ジャックスとの提携による「ジャックスの教育ローン」

学納金をオリコまたはジャックスが立て替えて短期大学に納付し、学費負担者は分割して払い込む制度です。簡単な書類を添えて申し込むと極めて短期間で利用の可否が判明します。詳しくは下記までお問い合わせください。

オリコ 0120-517-325

ジャックス 0120-338-817

※利用者には、本学在学期間中の利子補給を行う制度があります。総務課に照会してください。

3. 保険について

◇傷害総合保険〈全学科全学生加入済〉

短大の学生生活に限らず日常生活での傷害、賠償事故を総合的に補償する保険で、次のような補償内容となっています。なお、詳しい補償内容は合格時に配付した「聖和学園短期大学学生総合補償制度のご案内」をご覧ください。

- ① 傷 害 交通事故や旅行中、スポーツ中に、学生本人がケガをして、入院・通院したとき。
- ② 個人賠償 日常生活中に、他人をケガさせたり、他人の物を壊したりして法律上の賠償責任を負ったとき。
- ③ 学業費用 扶養者が万一の事故によるケガで亡くなったり重度後遺障害を被られたとき、学資費用（授業料等）を援助。
- ④ 緊急費用 ご両親や兄弟姉妹が万一の事故によるケガで亡なられたとき、緊急に必要な費用を補償。

※事故が起こった場合は本人、または家族が取扱代理店に連絡してください。

※取扱代理店 損保ジャパンパートナーズ

平日 022-796-7202

夜間・土・日・祝日 事故サポートセンター

0120-727-110